平成２２年（フ）第１６０号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番415―403号
債務者　高木　優子（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３号
青森市佃３丁目11番７号
債務者　古川　悦子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２８０号
名古屋市緑区大高町字砂畑46番地の４
債務者　山口せつ子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５号
松江市学園２丁目１番５―305号　エピナールM
債務者　吉川修三こと　陳　　修三
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６号
松江市学園２丁目１番５―305号　エピナールM
債務者　吉川　　[redacted]
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３号
熊本県玉名市築地121番地　西川第一ハイツ10号
債務者　北嶋なるみ
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第３３７号
青森県八戸市大字鮫町字大作平44番地51、前住所静岡県袋井市高尾1496番地81
債務者　田村　香織
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第３４９号
青森県八戸市根城８丁目６番７号　小軽米住宅６、前住所青森県八戸市根城６丁目16番７号　根城住宅３号
債務者　加賀久美子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
青森県八戸市南類家４丁目５番Ｂ６―14号
市営住宅、前住所東京都新宿区西新宿７丁目18番13号　ハイム大成ビル１号モハメド方
債務者　城前　榮一
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
青森県八戸市南類家４丁目５番Ｂ７―21号
債務者　坂本　良子（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
青森県八戸市是川２丁目20番地５
債務者　市沢　俊彦
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
青森県八戸市柏崎４丁目15番１号　１―Ｃ号、前住所青森県八戸市諏訪１丁目10番５号立花荘３号
債務者　舘野　カツ（旧姓岩谷）
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第４号
山形県米沢市下花沢２丁目５番70号
債務者　横山　政和
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１３号
山形県米沢市大字笹野6149番地の１
債務者　安部はる子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２３号
山形県米沢市下花沢２丁目４番25号
債務者　遠藤　祐美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２７号
山形県西置賜郡飯豊町大字手ノ子631番地
債務者　秋保　和尋
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２８号
山形県西置賜郡飯豊町大字手ノ子631番地
債務者　秋保　範子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２９号
山形県米沢市西大通２丁目３番10号
債務者　三上　幸雄
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
山形地方裁判所米沢支部